

## 令和2年度の加入推進の状況と今後の進め方について

## 目 次

・ 令和2年度の加入推進の状況と今後の進め方について	1
・ 農業者年金の加入実績について	5
・ 加入推進の戸別訪問等の効果検証	10
・ 戸別訪問等の加入推進活動を行っている市町村数割合（実施率）	13
・ 戸別訪問等の加入推進活動を行っているJA数割合（実施率）	14
・ 令和2年度の農業者年金加入推進の取組方針	15
・ 加入推進活動の役割分担（概要）	37
・ 市町村段階の業務受託機関向け「加入推進活動の手引き」	38

# 令和2年度の加入推進の状況と今後の進め方について

## 1 加入推進の目標等

- (1) 第4期中期目標（平成30年度から令和4年度を期間）における新規加入については、以下の目標が農林水産大臣より示されている。
- ① 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、令和4年度末までに25%に拡大
  - ② 新たに女性農業者の20歳から59歳までの基幹的農業従事者(女性)に対する農業者年金の被保険者割合を平成29年度末の8.8%(推計値)から令和4年度末までに17%に拡大
- (2) 上記を踏まえ、中期目標を達成するために必要な新規加入者数、これまでの運動目標や加入実績を勘案し、令和2年度までに加入者累計13万人の達成を目指して、毎年度の新規加入者数の全国目標を以下のとおり設定している。
- ① 20歳から39歳までの農業者の加入推進目標 : 2,800人/年
  - ② 女性農業者の加入推進目標 : 1,300 "
  - ③ 全体(20歳から59歳まで)の加入推進目標 : 3,800 "
- (3) これらの設定目標を達成するため、受託機関を中心とする関係団体との連携の下、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」を展開しているところであるが、令和2年度は、この3カ年計画の最終年度となることから、加入推進活動を一層強化する必要がある。

## 2 加入推進の状況

### (1) 令和元年度の加入者実績

令和元年度の新規加入者実績は、全体で2,813人（対前年度比▲294人）、20歳から39歳以下では1,708人（対前年度比▲234人）、女性では983人（対前年度比▲32人）となった。

基幹的農業従事者に占める20歳から39歳までの被保険者割合は、加入推進活動のピーク時である令和2年2月から3月にかけての新型コロナウイルスの影響による活動自粛という事情等により、21.8%となり、年度計画の目標である22%を0.2ポイント下回った。

一方、基幹的農業従事者に占める女性農業者の被保険者割合は、女性加入推進部長の増加等を背景として、12.7%となり、年度計画の目標である12.5%を0.2ポイント上回った。

## (2) 令和2年度の加入推進の状況

令和2年4月から7月までの新規加入者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、加入推進活動が例年の様に計画的に展開できていないことから、全体で344人と前年度同期を353人下回っており加入者累計（令和2年7月末現在）は127,045人となっている。

## (3) 新規加入者アンケート調査の結果

新規加入者へのアンケート結果では、加入前に農業者年金制度を「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」との回答者は55%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。

また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけについては、「家族から話を聞いて」（28%）が最も多く、次いで「農業委員会やJA・町の広報誌」（27%）、「農業委員会やJAの関係者の戸別訪問」（23%）の順となっている。

## (4) 加入推進の戸別訪問等の効果検証

### ① 戸別訪問の効果

戸別訪問時間数のレベル別にみた新規加入者数割合の比較をみると、戸別訪問を着実に実施している府県ほど、新規加入実績が上がっている。

### ② 重点、特別重点県指定の効果

令和元年度は、新規加入者の目標達成率の都道府県間格差の縮小に向けて加入推進の重点県として7県を指定し、県域での巡回強化や基金役職員を派遣して重点市町村・JA巡回意見交換等を実施した結果、新規加入者数の前年度同期比は、全体、20歳から39歳、女性のいずれも重点県以外を上回った。

また、重点県のうち3県を特別重点県に指定し、特別活動を実施した。

その結果、新規加入者数は、重点指定以外が対前年比88%であったのに対し、重点県は111%、特別重点県では114%と伸びている。

### ③ 女性による加入推進の効果

平成25年度から30年度の業務実績報告書等をベースとして加入推進活動の効果検証を行った結果では、加入推進部長の女性割合が多いほど、戸別訪問時間が長く、加入実績も上がっているという分析がなされている。令和元年度における女性農業者の加入推進目標は、新型コロナウイルス禍にもかかわらず、達成したところであるが、女性加入推進部長の人数は、平成30年度の218人から令和元年度の245人と27人増加するとともに、加入推進部長に占める女性の割合も、平成30年度の10.9%から令和元年度の12.3%と、1.3%増加しており、女性加入推進部長の活動が影響していると考えられる。

### ④ 実績が上がっている市町村と全国平均との活動実績の比較

市町村に設置している加入推進部長の活動時間を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が5人以上伸びた市町村は、全国平均よりも総活動時間数が約3倍、対策会議及び戸別訪問が約3.3倍であり、積極的に指導活動を行っ



ている。

また、2年連続して一定の実績（10人以上）のある市町村は、さらに大きく全国平均を上回っており、特に戸別訪問の回数が多いという特徴がある。

さらに、市町村及びJAの活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者数が5人以上伸びた市町村及び2年連続して一定の実績（10人以上）を上げている市町村とJAは、いずれも「加入推進名簿掲載者数」、「戸別訪問を行った加入推進者数」、「広報活動の回数」の活動項目が全国平均を上回っており、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、広報活動、加入対象者の把握・絞り込み等を適切に実施し、個別訪問等の加入推進活動を積極的に行っている。

### 3 令和2年度の加入推進について

令和2年度においては、若い農業者、女性農業者、政策支援加入対象者、税制メリットを活用できる中高年齢層を加入推進の重点的对象とし、以下の通り加入推進に取り組む。

#### (1) 市町村段階の業務受託機関（P19～P24参照）

- ① 加入推進を行う者の学習
- ② 加入推進部長の設置と活動
- ③ 加入推進活動計画の策定
- ④ 加入推進体制の整備
- ⑤ 加入推進名簿の整備・更新
- ⑥ 戸別訪問先の選定
- ⑦ 加入推進対策会議の実施
- ⑧ 加入推進活動の展開
- ⑨ 戸別訪問後のフォローアップ
- ⑩ 農業委員会とJAとの連携等

#### (2) 都道府県段階の業務受託機関（P24～P27参照）

上記の農業者への戸別訪問や農業者への制度説明、PR等についての取組の点検・助言、巡回指導、助言・指導後のフォローアップ等に加え、都道府県段階の両業務受託機関は相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供した市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

- ① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知
- ② 加入推進強化月間の設定
- ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催

- ④市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催
- ⑤各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動
- ⑥加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰（都道府県独自の表彰を行っている場合のみ）
- ⑦加入推進の重点活動市町村・JAの設定
- ⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

### (3) 加入推進特別研修会の実施

戸別訪問活動に取り組む方々の農業者年金制度の内容・加入推進の重要性について理解が深まるよう、9月末までを目途に加入推進特別研修会を開催し、

- ①基金の役職員等による農業者年金制度の説明、②業務受託機関が行う当該年度の加入推進取組方針の説明、③開催都道府県内の加入推進事例や、加入者・受給者の声の紹介を行うこととする。

### (4) 重点県、特別重点県の指定

都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、重点県（20歳～39歳、女性及び全体の目標達成率の平均を下回った等の7県）を指定し、重点市町村・JAの農業委員会会長等との巡回意見交換会へ役職員を派遣することとしている。

また、特別重点県（重点7県のうち、20歳～39歳・女性・全体とも7県の平均を下回り、7都府県の平均目標未達成者数を上回った1県）においては、5者協議（基金・全国段階の業務受託機関・都道府県段階の業務受託機関）を行い、「特別活動計画」を共同策定し、加入推進活動を展開する。

### (5) 加入推進資材の作成とその活用

基金では、令和2年度版のチラシ（4種）、パンフレット、加入推進活動の手引きを業務受託機関に配布し、加入推進活動での活用を図っている。

また、全国農業会議所でもパンフレットを3種作成しており、こうした資材を活用しつつ、受託機関における広報活動を展開することとする。

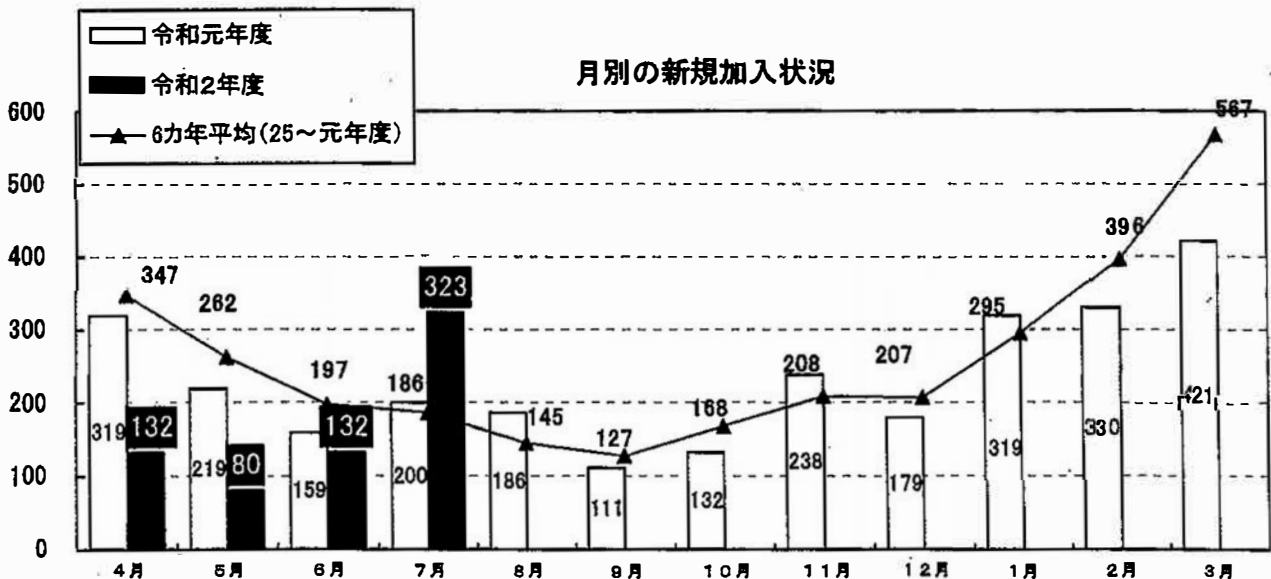
農業者年金の加入実績について

農業者年金の年度別新規加入者数等

(単位：人)

	新規加入者数	対前年同期増減	年度末加入者累計
14年度	—	—	77,031
15年度	1,584	—	78,558
16年度	1,613	+29	80,114
17年度	1,653	+40	81,713
18年度	2,296	+643	83,972
19年度	4,173	+1,877	88,103
20年度	3,707	-466	91,729
21年度	3,908	+201	95,565
22年度	3,452	-456	98,984
23年度	3,203	-249	102,153
24年度	3,014	-189	105,135
25年度	3,452	+438	108,556
26年度	2,761	-691	111,292
27年度	3,068	+307	114,341
28年度	3,200	+132	117,515
29年度	3,335	+135	120,818
30年度	3,107	-228	123,912
令和元年度	2,813	-294	126,706
令和2年7月	667	-230	127,366

(注) 資格取消等があるため、新規加入者数と年度末加入者累計の増加数は一致しない。



新規加入者の状況		男女計			政策支援加入	
			うち女性	うち39歳以下		うち区分3
新規加入者	令和元年度(7月)	897	324(36.1%)	566(63.1%)	223(24.9%)	129(57.8%)
	令和2年度(7月)	667	210(31.5%)	433(64.9%)	129(19.3%)	89(69.0%)

年度別 都道府県別・新規加入者の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度(7月)
北海道	442	600	585	712	908	898	1,107	1,083	1,045	943	1,128	842	992	929	1,002	830	694	196
青森	22	16	47	65	108	73	97	80	51	80	79	64	78	129	100	91	110	17
岩手	52	62	88	89	184	111	98	79	68	65	80	56	69	60	58	93	67	28
宮城	74	86	50	56	66	71	97	112	94	105	99	72	105	83	76	57	53	11
秋田	17	20	18	31	38	47	42	37	41	38	63	37	28	55	54	36	47	9
山形	73	58	48	80	81	83	182	92	71	83	108	73	83	84	77	90	66	18
福島	31	20	18	31	95	101	73	81	46	84	79	53	48	46	47	58	47	17
茨城	11	15	12	32	78	51	47	58	72	126	151	75	83	85	82	58	71	11
栃木	40	54	53	68	115	115	127	92	69	71	79	64	66	74	40	69	76	18
群馬	13	14	8	16	74	79	84	47	43	52	44	25	98	52	91	68	65	11
埼玉	7	1	14	16	43	40	21	19	24	18	26	10	30	51	59	60	48	10
千葉	27	28	25	51	39	59	59	58	73	55	54	55	42	70	98	129	104	14
東京	3	0	1	5	14	9	6	9	18	7	11	8	11	3	13	16	11	4
神奈川	15	5	11	17	20	8	17	49	44	31	28	34	47	51	43	34	49	7
新潟	70	30	45	57	166	168	148	109	82	82	106	71	70	85	85	77	74	16
富山	12	5	5	10	22	13	19	3	7	12	12	13	4	8	6	7	6	1
石川	2	5	4	6	16	8	16	15	22	22	22	9	14	8	12	12	6	2
福井	5	7	10	18	25	19	6	10	18	10	10	6	6	11	16	10	6	3
山梨	4	0	1	6	9	20	31	17	20	12	13	25	21	12	22	22	13	0
長野	55	61	71	154	278	256	179	169	152	169	177	108	134	166	140	156	111	27
岐阜	10	10	17	14	37	31	19	34	23	25	36	51	28	27	24	28	47	7
静岡	8	10	11	26	79	89	92	64	47	52	56	46	35	59	59	62	46	12
愛知	2	4	6	29	57	55	35	34	21	29	34	34	30	26	44	32	28	6
三重	7	4	4	11	11	14	14	14	13	7	27	14	12	8	5	12	11	4
滋賀	2	5	5	1	17	13	15	12	5	7	8	4	12	13	14	2	5	2
京都	10	1	1	6	14	16	13	17	14	22	30	18	26	24	33	26	36	4
大阪	1	0	3	1	12	16	9	5	4	4	18	10	15	8	7	11	10	1
兵庫	4	11	10	19	24	22	24	18	15	18	21	18	14	23	16	23	31	7
奈良	2	6	3	2	10	4	5	7	8	6	12	7	10	11	14	14	14	3
和歌山	8	7	9	7	19	21	15	27	23	12	16	10	17	24	57	65	40	12
鳥取	3	2	2	6	17	20	25	19	10	14	14	12	16	15	27	22	16	8
島根	4	3	5	5	19	16	28	12	9	10	18	10	12	9	10	12	11	2
岡山	4	4	3	3	18	12	15	18	9	10	16	17	14	13	12	17	23	6
広島	9	5	5	6	21	21	7	16	22	14	11	24	13	10	8	10	15	2
山口	9	5	4	19	33	34	21	18	29	34	12	8	17	22	24	23	15	2
徳島	3	9	3	9	110	29	9	14	14	13	19	15	20	26	30	32	23	1
香川	6	2	8	8	13	13	15	8	19	16	15	16	13	23	23	14	11	4
愛媛	11	14	16	25	66	58	36	40	60	48	47	36	39	43	62	40	37	21
高知	4	0	7	6	33	28	34	47	24	24	16	26	26	40	53	43	48	5
福岡	8	11	25	31	60	93	88	57	88	81	58	54	57	48	71	45	55	16
佐賀	27	31	23	26	98	91	150	84	92	70	74	60	58	65	61	63	53	14
長崎	110	45	50	45	302	215	196	171	155	106	111	101	126	112	113	117	106	9
熊本	71	76	37	71	186	157	186	148	138	100	167	197	179	176	149	149	135	34
大分	32	17	13	32	64	66	62	45	26	38	27	27	34	38	32	35	37	10
宮崎	144	118	142	171	239	143	191	136	133	85	98	105	96	117	111	88	106	31
鹿児島	95	129	101	160	191	137	154	148	128	111	98	103	83	121	123	116	109	22
沖縄	15	19	28	37	48	46	28	22	18	23	26	40	39	37	32	33	21	2
全国計	1,584	1,613	1,653	2,296	4,173	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014	3,452	2,761	3,066	3,200	3,335	3,107	2,813	667

令和2年度 都道府県別加入状況（全体の新規加入者数）

単位：人

都道府県	令和2年度													前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減
北海道	34	20	52	90									196	246	-50	326	-130
青森	5	0	2	10									17	30	-13	27	-10
岩手	7	5	2	14									28	25	3	21	7
宮城	1	2	3	5									11	23	-12	24	-13
秋田	1	2	0	6									9	13	-4	14	-5
山形	6	1	2	9									18	20	-2	33	-15
福島	4	1	4	8									17	21	-4	21	-4
茨城	4	0	2	5									11	17	-6	24	-13
栃木	1	3	8	6									18	28	-10	21	-3
群馬	6	1	2	2									11	24	-13	19	-8
埼玉	3	3	2	2									10	20	-10	11	-1
千葉	1	2	2	9									14	35	-21	22	-8
東京	2	0	1	1									4	4	0	4	0
神奈川	2	0	2	3									7	15	-8	10	-3
新潟	2	5	0	9									16	21	-5	28	-12
富山	0	0	1	0									1	3	-2	2	-1
石川	0	1	1	0									2	2	0	5	-3
福井	0	0	0	3									3	3	0	3	0
山梨	0	0	0	0									0	3	-3	5	-5
長野	6	4	4	13									27	34	-7	48	-21
岐阜	2	0	1	4									7	16	-9	12	-5
静岡	2	1	3	6									12	17	-5	19	-7
愛知	2	2	0	2									6	15	-9	10	-4
三重	0	1	0	3									4	2	2	5	-1
滋賀	0	1	0	1									2	0	2	3	-1
京都	2	0	1	1									4	8	-4	6	-2
大阪	1	0	0	0									1	2	-1	6	-5
兵庫	2	0	1	4									7	7	0	6	1
奈良	1	0	2	0									3	3	0	2	1
和歌山	4	2	1	5									12	7	5	9	3
鳥取	1	1	1	5									8	2	6	4	4
島根	0	1	0	1									2	3	-1	4	-2
岡山	2	1	1	2									6	7	-1	5	1
広島	0	0	0	2									2	8	-6	5	-3
山口	0	0	0	2									2	3	-1	5	-3
徳島	1	0	0	0									1	4	-3	6	-5
香川	1	3	0	0									4	1	3	4	0
愛媛	5	3	4	9									21	10	11	17	4
高知	1	0	2	2									5	20	-15	15	-10
福岡	2	1	0	13									16	17	-1	14	2
佐賀	2	0	5	7									14	14	0	18	-4
長崎	0	0	1	8									9	20	-11	22	-13
熊本	8	5	2	19									34	37	-3	48	-14
大分	2	3	2	3									10	11	-1	9	1
宮崎	2	4	8	17									31	47	-16	29	2
鹿児島	4	1	6	11									22	23	-1	33	-11
沖縄	0	0	1	1									2	6	-4	8	-6
全国計	132	80	132	323	0	0	0	0	0	0	0	0	667	897	-230	992	-325

参考

※小数点以下を四捨五入している。

元年度同月	319	219	159	200	186	111	132	238	179	319	330	421	2,813
増減	-187	-139	-27	123									
25～元年度同月平均	347	262	197	186	145	127	168	208	207	295	396	567	3,105
増減	-215	-182	-65	137									

令和2年度 都道府県別加入状況(20歳から39歳の新規加入者数)

単位: 人

都道府県	令和2年度														前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減	
北海道	24	17	43	71									155	168	-13	234	-79	
青森	3	0	2	5									10	23	-13	17	-7	
岩手	4	0	2	10									16	16	0	13	3	
宮城	0	0	0	3									3	18	-15	15	-12	
秋田	1	1	0	4									6	8	-2	10	-4	
山形	5	1	2	5									13	17	-4	24	-11	
福島	0	1	1	5									7	15	-8	13	-6	
茨城	2	0	1	2									5	9	-4	15	-10	
栃木	1	3	4	1									9	19	-10	15	-6	
群馬	5	1	1	2									9	15	-6	11	-2	
埼玉	1	1	2	1									5	12	-7	6	-1	
千葉	0	1	1	5									7	16	-9	12	-5	
東京	1	0	1	0									2	2	0	2	0	
神奈川	2	0	0	1									3	3	0	5	-2	
新潟	1	1	0	3									5	13	-8	20	-15	
富山	0	0	1	0									1	2	-1	2	-1	
石川	0	1	1	0									2	2	0	3	-1	
福井	0	0	0	2									2	2	0	1	1	
山梨	0	0	0	0									0	2	-2	3	-3	
長野	4	3	3	8									18	22	-4	27	-9	
岐阜	2	0	1	2									5	10	-5	7	-2	
静岡	0	0	2	5									7	11	-4	11	-4	
愛知	1	0	0	1									2	7	-5	6	-4	
三重	0	1	0	3									4	1	3	2	2	
滋賀	0	1	0	1									2	0	2	2	0	
京都	2	0	1	1									4	6	-2	4	0	
大阪	1	0	0	0									1	0	1	2	-1	
兵庫	1	0	1	3									5	3	2	4	1	
奈良	1	0	1	0									2	2	0	2	0	
和歌山	1	2	1	4									8	4	4	5	3	
鳥取	1	0	1	1									3	2	1	5	-2	
島根	0	1	0	1									2	1	1	3	-1	
岡山	2	1	1	1									5	5	0	4	1	
広島	0	0	0	0									0	5	-5	3	-3	
山口	0	0	0	1									1	3	-2	3	-2	
徳島	1	0	0	0									1	3	-2	4	-3	
香川	0	1	0	0									1	0	1	3	-2	
愛媛	2	2	1	4									9	5	4	10	-1	
高知	1	0	2	2									5	10	-5	7	-2	
福岡	2	1	0	8									11	10	1	9	2	
佐賀	2	0	2	4									8	8	0	12	-4	
長崎	0	0	0	5									5	14	-9	14	-9	
熊本	6	2	1	12									21	18	3	27	-6	
大分	1	1	2	2									6	9	-3	5	1	
宮崎	2	4	3	14									23	30	-7	18	5	
鹿児島	2	0	2	8									12	11	1	20	-8	
沖縄	0	0	1	1									2	4	-2	3	-1	
全国計	85	48	88	212	0	0	0	0	0	0	0	0	433	566	-133	642	-209	

参考

元年度 同月	200	142	102	122	116	64	70	130	100	189	206	267	1,708
増減	-115	-94	-14	90									
25～元年度 同月平均	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324	1,923
増減	-135	-126	-44	96									

※小数点以下を四捨五入している。

令和2年度 都道府県別加入状況(女性の新規加入者数)

単位: 人

都道府県	令和2年度													前年度同期実績		25～元年度平均 同期実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	加入者数	増減	加入者数	増減
北海道	19	8	24	34									85	116	-31	139	-54
青森	1	0	0	1									2	9	-7	8	-6
岩手	1	3	0	4									8	8	0	7	1
宮城	0	1	1	0									2	5	-3	8	-6
秋田	0	1	0	2									3	5	-2	4	-1
山形	2	0	1	1									4	5	-1	7	-3
福島	1	0	1	3									5	6	-1	6	-1
茨城	1	0	0	2									3	4	-1	7	-4
栃木	0	1	4	2									7	10	-3	6	1
群馬	2	0	1	0									3	10	-7	7	-4
埼玉	1	1	1	1									4	4	0	3	1
千葉	0	0	1	4									5	12	-7	7	-2
東京	0	0	0	1									1	2	-1	1	0
神奈川	0	0	2	0									2	6	-4	3	-1
新潟	0	1	0	1									2	5	-3	5	-3
富山	0	0	0	0									0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0									0	1	-1	2	-2
福井	0	0	0	0									0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0									0	0	0	1	-1
長野	1	1	0	4									6	11	-5	16	-10
岐阜	1	0	0	0									1	2	-1	3	-2
静岡	1	0	0	1									2	2	0	5	-3
愛知	1	1	0	0									2	4	-2	3	-1
三重	0	0	0	1									1	1	0	2	-1
滋賀	0	0	0	0									0	0	0	1	-1
京都	1	0	0	1									2	3	-1	2	0
大阪	0	0	0	0									0	0	0	2	-2
兵庫	1	0	0	0									1	3	-2	1	0
奈良	0	0	1	0									1	1	0	1	0
和歌山	2	0	1	1									4	4	0	3	1
鳥取	0	1	0	2									3	1	2	1	2
島根	0	0	0	1									1	1	0	2	-1
岡山	1	1	1	0									3	4	-1	2	1
広島	0	0	0	0									0	3	-3	2	-2
山口	0	0	0	0									0	0	0	2	-2
徳島	0	0	0	0									0	1	-1	1	-1
香川	0	1	0	0									1	0	1	1	0
愛媛	1	0	2	2									5	6	-1	6	-1
高知	1	0	1	1									3	5	-2	5	-2
福岡	0	0	0	4									4	6	-2	4	0
佐賀	0	0	1	2									3	7	-4	5	-2
長崎	0	0	0	1									1	5	-4	8	-7
熊本	3	3	0	3									9	15	-6	16	-7
大分	2	1	0	1									4	4	0	2	2
宮崎	0	0	4	4									8	15	-7	9	-1
鹿児島	2	0	1	5									8	10	-2	12	-4
沖縄	0	0	1	0									1	2	-1	1	0
全国計	46	25	49	90	0	0	0	0	0	0	0	0	210	324	-114	338	-128

※小数点以下を四捨五入している。

参考

元年度 同月	117	79	53	75	70	38	45	94	57	101	116	138	983
増減	-71	-54	-4	15									
25～元年度 同月平均	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191	1,051
増減	-75	-64	-15	26									



## 加入推進の戸別訪問等の効果検証

(27～元年度の実績報告等を基に分析)

### 1 戸別訪問の効果

#### (1) 戸別訪問時間数のレベル別にみた新規加入者数割合の比較 (府県)

基幹的農業従事者に対する 戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)
戸別訪問の時間数が多い府県 (上位1/3)	0. 8 1 %	1. 5 4 倍
戸別訪問の時間数が 中間の府県 (中位1/3)	0. 6 4 %	1. 2 1 倍
戸別訪問の時間数が 少ない府県 (下位1/3)	0. 5 3 %	1

(注)

- ・①は、府県別[戸別訪問時間(27～元年度平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・②は、府県別[新規加入者数(27～元年度平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。

#### (2) ②を20～39歳新規加入数(27～元年度平均)に置き換えて比較しても同じ傾向

戸別訪問の時間数が

多い府県 : 2.59%(1.73倍)

中間の府県 : 2.21%(1.47倍)

少ない府県 : 1.50%(1.0倍)

戸別訪問をしっかりと実施している府県ほど、新規加入実績が上がっている。時間数の多い府県の新規加入者数は、少ない府県の1.54倍、時間数が中間の府県は、少ない府県の1.21倍。



## 2 重点、特別重点都県指定の効果

令和元年度 7県を重点指定のうち3県を特別重点指定  
 役員を派遣し、重点市町村・JA巡回意見交換を実施  
 特別重点県では特別活動を実施

◎重点、特別重点県と全国とを比較した平均新規加入者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	前年度比
全国	66.1人	→ 59.9人	90.6%
(うち39歳以下)	(41.3人)	→ (36.3人)	(87.9%)
(うち女性)	(21.6人)	→ (20.9人)	(96.8%)
重点県	60.2人	→ 62.1人	103.2%
(うち39歳以下)	(35.6人)	→ (35.4人)	(99.4%)
(うち女性)	(16.3人)	→ (18.1人)	(111.0%)
特別重点県	50.5人	→ 51.3人	101.6%
(うち39歳以下)	(31.5人)	→ (30.3人)	(96.2%)
(うち女性)	(11.5人)	→ (15.0人)	(130.4%)
重点県以外	67.7人	→ 59.5人	87.9%
(うち39歳以下)	(42.9人)	→ (36.5人)	(85.1%)
(うち女性)	(23.0人)	→ (21.4人)	(93.0%)

※平成30年度及び令和元年度の重点県指定数が異なるため1都道府県当たりの平均新規加入者数で比較した。(平成30年度：10県を重点、うち2県を特別重点)

1都道府県当たりの平均新規加入者数は、重点指定以外が対前年87.9%であったのに対し、重点指定の県は103.2%、特別重点指定の県は、101.6%と伸びている。

### 3 女性による加入推進の効果 (27～元年度の実績報告等を基に分析)

#### (1) 女性加入推進部長のレベル別割合からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数に対する 女性加入推進部長の割合①	戸別訪問の時間数の比較② (少ない府県を1とする)
女性加入推進部長の割合が多い府県 (上位1～10位)	1. 27倍
女性加入推進部長の割合が少ない府県 (11位～45位)	1

(注)

- ・①は、府県別 [女性加入推進部長数/加入推進部長数 (10時間以上活動)] (5カ年平均)で算出
- ・②は、府県別 [戸別訪問時間/基幹的農業従事者数 (60歳未満)] (5カ年平均)で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- ・女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位下位で差を有意に比較できない。上位10位までと中間以下府県とに分類し、分析した。

#### (2) 女性加入推進部長のレベル別割合からみた新規加入者数の割合の比較

加入推進部長数に対する女性 加入推進部長の割合①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)
女性加入推進部長の割合が 多い府県 (上位1～10位)	0. 72%	1. 11倍
女性加入推進部長の割合が 少ない府県 (11位～45位)	0. 65%	1

(注)

- ・②は、府県別 [新規加入者数/基幹的農業従事者数 (60歳未満)] (5カ年平均)で算出

加入推進部長の女性割合の多い府県ほど、戸別訪問時間が多い傾向にあり、加入実績にも影響を与えている。加入推進部長の女性割合の多い府県の戸別訪問の時間数は、少ない府県の1. 27倍。加入推進部長の女性割合の多い府県の新規加入者数は、少ない府県の1. 11倍。

戸別訪問等の加入推進活動を行っている市町村数割合(実施率)  
(平成31(令和元)年度 都道府県別)

市町村集計	H31(R1) 目標達成率 (全体)	対象市町村数	提出数 (6月31日現在)	加入推進名簿の作成			加入推進対策会議及び研修会の開催			戸別訪問の実施			広報活動の実施		
				実施市町村数	実施率	順位	実施市町村数	実施率	順位	実施市町村数	実施率	順位	実施市町村数	実施率	順位
01 北海道	101.9%	178	142	120	68.7%	33	60	42.3%	37	69	46.8%	40	81	84.1%	40
02 青森県	85.9%	40	39	39	100.0%	1	33	84.6%	10	33	84.6%	12	35	89.7%	11
03 岩手県	89.8%	33	33	33	100.0%	1	32	97.0%	1	27	81.8%	14	33	100.0%	1
04 宮城県	76.8%	35	34	32	94.1%	22	28	78.5%	18	22	64.7%	29	30	86.2%	13
05 秋田県	82.7%	25	24	24	100.0%	1	21	87.5%	8	22	91.7%	9	21	87.5%	16
06 山形県	72.5%	35	35	35	100.0%	1	31	88.6%	7	33	94.3%	7	31	88.6%	12
07 福島県	47.0%	59	53	45	84.9%	36	30	58.6%	30	36	87.9%	27	37	89.8%	37
08 茨城県	44.7%	44	42	39	82.9%	28	32	76.2%	17	31	73.8%	20	33	78.8%	30
09 栃木県	71.7%	25	25	25	100.0%	1	21	84.0%	11	23	92.0%	8	23	92.0%	10
10 群馬県	80.2%	35	34	31	91.2%	31	24	70.6%	21	27	78.4%	16	28	79.5%	29
11 埼玉県	50.0%	63	59	51	80.4%	35	33	55.9%	31	40	67.8%	28	48	81.4%	23
12 千葉県	66.4%	54	53	53	100.0%	1	49	92.5%	3	53	100.0%	1	51	96.2%	3
13 東京都	33.3%	38	32	28	81.3%	38	24	63.2%	47	10	31.3%	48	30	83.8%	8
14 神奈川県	84.2%	32	30	28	93.3%	24	18	60.0%	24	22	73.3%	24	21	70.0%	38
15 新潟県	87.1%	30	29	28	96.6%	18	22	75.9%	18	24	82.8%	13	27	93.1%	9
16 富山県	54.5%	15	15	15	100.0%	1	11	76.7%	4	8	62.9%	33	11	73.3%	34
17 石川県	42.9%	19	19	17	89.5%	32	11	57.9%	28	14	73.7%	21	15	78.8%	28
18 福井県	54.5%	17	17	17	100.0%	1	10	58.8%	27	11	64.7%	29	15	88.2%	13
19 山梨県	31.7%	27	22	12	54.5%	46	9	40.9%	39	9	40.9%	41	10	45.8%	45
20 長野県	101.9%	77	76	70	92.1%	29	44	57.9%	28	56	73.7%	21	56	75.7%	32
21 岐阜県	142.4%	42	42	31	73.8%	45	19	46.2%	39	21	50.0%	37	22	62.4%	44
22 静岡県	44.7%	35	34	34	100.0%	1	21	61.8%	23	27	78.4%	16	30	88.2%	13
23 愛知県	20.4%	54	52	28	67.8%	44	17	32.7%	49	19	34.9%	43	38	67.3%	39
24 三重県	37.9%	29	27	25	82.8%	27	20	33.3%	41	14	61.9%	31	19	59.3%	42
25 滋賀県	31.3%	19	18	14	77.8%	41	6	27.8%	44	7	38.9%	44	16	83.3%	18
26 京都府	133.3%	28	28	24	92.3%	28	21	80.8%	13	21	80.8%	15	25	88.2%	4
27 大阪府	50.0%	43	38	14	38.9%	47	20	29.0%	46	0	23.0%	47	18	41.7%	47
28 兵庫県	82.0%	40	40	38	92.5%	37	24	80.0%	24	16	40.0%	49	32	80.0%	25
29 奈良県	70.0%	38	34	22	64.7%	45	18	49.3%	45	18	62.7%	34	19	65.8%	49
30 和歌山県	46.0%	30	28	27	96.4%	19	10	39.7%	41	11	39.3%	45	12	41.8%	46
31 鳥取県	69.3%	19	17	15	88.3%	37	8	42.0%	31	9	52.9%	32	14	82.4%	22
32 島根県	64.7%	19	19	19	100.0%	1	14	73.7%	20	15	78.9%	18	15	78.9%	28
33 岡山県	62.2%	27	24	22	91.7%	30	19	78.2%	15	18	64.2%	32	20	83.3%	18
34 広島県	53.8%	23	20	15	75.0%	42	12	60.0%	24	10	50.0%	37	15	75.0%	31
35 山口県	83.3%	19	18	18	100.0%	1	18	88.9%	6	18	100.0%	1	15	83.3%	18
36 徳島県	47.9%	24	22	22	100.0%	1	20	90.9%	4	20	90.9%	10	22	100.0%	1
37 香川県	44.0%	17	10	10	100.0%	1	4	40.0%	61	5	50.0%	57	8	80.0%	26
38 愛媛県	66.1%	20	20	19	95.0%	21	15	75.0%	19	15	75.0%	19	18	80.0%	25
39 高知県	73.8%	34	34	28	82.4%	30	16	47.1%	38	21	61.8%	31	24	70.0%	36
40 福岡県	50.0%	60	58	45	80.4%	40	29	61.8%	33	40	71.4%	25	38	82.5%	41
41 佐賀県	98.1%	20	20	20	100.0%	1	18	80.0%	14	19	95.0%	6	19	95.0%	5
42 長崎県	145.2%	21	21	20	95.2%	20	19	90.5%	5	20	95.2%	5	17	81.0%	24
43 熊本県	76.7%	45	38	37	97.4%	17	19	80.0%	34	29	73.7%	21	20	88.4%	34
44 大分県	88.1%	17	17	18	94.1%	22	16	94.1%	2	17	100.0%	1	18	94.1%	7
45 宮崎県	101.9%	28	24	24	100.0%	1	20	83.3%	12	21	87.5%	11	20	83.3%	18
46 鹿児島県	82.4%	42	40	39	97.5%	16	35	87.6%	8	39	97.5%	4	38	95.0%	5
47 沖縄県	42.0%	41	30	28	83.3%	24	21	70.0%	22	21	70.0%	28	28	88.7%	17
全国計		1,709	1,580	1,402	88.7%		962	60.9%		1,063	67.3%		1,210	76.6%	
重点10県計		311	297	258	86.8%		186	62.6%		207	69.7%		230	77.4%	

※実施率は提出数に対する割合  
※各項目ごとに比較的低い実施割合(下位32~47位)に色づけ

実施率と  
目標達成率の関係



	加入対象者名簿の作成		加入推進対策会議及び研修会の開催		戸別訪問の実施		広報活動の実施	
	目標達成率	倍率	目標達成率	倍率	目標達成率	倍率	目標達成率	倍率
上位1~15	86.98%	1.2	84.23%	1.5	85.89%	1.5	73.64%	1.1
中位16~31	78.67%	1.4	63.27%	1.1	63.14%	1.1	63.46%	0.9
下位32~48	67.47%	0.9	57.71%	0.9	56.28%	0.9	67.42%	0.9

※府県のみで分析している(北海道及び東京都は加入推進部長を設置していないため除いている。)

戸別訪問等の加入推進活動を行っているJA数割合(実施率)  
(平成31(令和元)年度 都道府県別)

JA集計	H31(R1)目標達成率(全体)	対象JA数	提出数(8月20日現在)	加入対象者名簿の作成			加入推進対策会議及び研修会の開催			戸別訪問の実施			広報活動の実施			
				実施JA数	実施率	順位	実施JA数	実施率	順位	実施JA数	実施率	順位	実施JA数	実施率	順位	
10	北海道	101.8%	109	107	95	88.8%	19	30	28.0%	38	55	51.4%	20	67	62.8%	25
20	青森県	65.8%	10	8	8	100.0%	1	2	22.2%	38	8	88.8%	4	8	86.7%	22
21	岩手県	68.8%	7	7	7	100.0%	1	4	57.1%	15	4	57.1%	17	7	100.0%	1
22	宮城県	76.8%	14	13	13	100.0%	1	10	78.8%	7	8	61.5%	15	12	92.3%	9
23	秋田県	62.7%	13	12	7	53.8%	27	2	15.4%	40	5	41.7%	29	6	50.0%	31
24	山形県	72.5%	15	15	15	100.0%	1	10	66.7%	12	13	86.7%	5	12	80.0%	14
25	福島県	47.0%	5	4	0	0.0%	47	0	0.0%	45	0	0.0%	44	0	0.0%	45
30	茨城県	44.7%	17	17	12	70.6%	28	5	29.4%	34	9	52.9%	19	7	41.2%	37
31	栃木県	71.7%	10	10	7	70.0%	31	3	30.0%	33	5	50.0%	21	9	90.0%	11
32	群馬県	80.2%	15	15	12	80.0%	24	3	20.0%	38	5	33.3%	33	6	40.0%	38
33	埼玉県	50.0%	15	12	7	58.3%	27	3	25.0%	38	6	50.0%	21	9	75.0%	19
34	千葉県	88.4%	19	18	12	66.7%	23	10	55.6%	17	12	66.7%	13	12	66.7%	22
35	東京都	33.3%	15	8	7	87.5%	20	2	25.0%	38	6	75.0%	10	5	62.5%	28
36	神奈川県	84.2%	13	13	13	100.0%	1	13	100.0%	1	11	84.6%	7	10	78.8%	18
37	山梨県	31.7%	8	8	3	37.5%	48	3	37.5%	27	2	25.0%	39	4	50.0%	31
38	長野県	101.8%	17	16	14	87.5%	20	9	56.3%	18	7	43.8%	28	15	93.8%	8
39	新潟県	87.1%	23	23	21	91.3%	17	12	52.2%	19	9	39.1%	32	15	65.2%	24
40	富山県	54.5%	15	15	11	73.3%	27	6	40.0%	25	5	33.3%	33	6	53.3%	30
41	石川県	42.9%	18	16	15	83.8%	18	7	43.8%	22	8	50.0%	21	9	56.3%	29
42	岐阜県	142.4%	7	7	4	57.1%	38	0	0.0%	45	2	28.6%	37	2	28.6%	43
43	静岡県	44.7%	19	17	12	70.6%	28	7	41.2%	24	7	41.2%	24	13	78.6%	18
44	愛知県	20.4%	20	20	11	55.0%	40	2	10.0%	43	3	30.0%	39	0	0.0%	45
45	三重県	37.9%	9	9	7	77.8%	25	1	11.1%	42	6	66.7%	13	5	55.6%	29
50	福井県	54.5%	11	11	10	90.8%	18	5	45.5%	21	8	72.7%	11	11	100.0%	1
51	滋賀県	31.3%	16	6	5	83.3%	23	2	33.3%	28	3	50.0%	21	5	83.3%	13
52	京都府	133.3%	5	5	2	40.0%	42	2	40.0%	25	2	40.0%	31	2	40.0%	39
53	大阪府	50.0%	14	13	2	15.4%	48	1	7.7%	44	8	61.5%	15	4	30.8%	42
54	兵庫県	62.0%	14	13	6	46.2%	36	4	30.8%	32	2	15.4%	42	6	46.2%	36
55	奈良県	70.0%	1	1	1	100.0%	1	0	0.0%	45	0	0.0%	44	0	0.0%	45
56	和歌山県	46.0%	8	8	5	62.5%	35	1	12.5%	41	1	12.5%	43	4	50.0%	31
60	鳥取県	59.3%	3	3	3	100.0%	1	1	33.3%	28	1	33.3%	28	0	0.0%	45
61	島根県	64.7%	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
62	岡山県	62.2%	9	9	6	66.7%	33	3	33.3%	28	5	55.6%	18	7	77.8%	16
63	広島県	53.6%	13	12	4	33.3%	44	4	33.3%	28	2	16.7%	41	6	50.0%	31
64	山口県	83.3%	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
70	徳島県	47.9%	15	15	15	100.0%	1	11	73.3%	9	9	60.0%	18	11	73.3%	21
71	香川県	44.0%	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	44	1	100.0%	1
72	愛媛県	68.1%	12	11	11	100.0%	1	8	72.7%	10	9	81.8%	9	10	90.9%	10
73	高知県	73.8%	4	4	2	50.0%	41	3	75.0%	8	1	25.0%	38	1	25.0%	44
80	福岡県	50.0%	20	19	18	90.4%	32	10	52.6%	18	13	68.4%	12	17	85.0%	41
81	佐賀県	98.1%	4	4	3	75.0%	26	4	100.0%	1	2	50.0%	21	3	75.0%	19
82	長崎県	145.2%	7	7	2	28.6%	45	3	42.9%	23	0	0.0%	44	4	57.1%	17
83	熊本県	78.7%	14	14	10	71.4%	28	9	64.3%	13	12	85.7%	8	12	85.7%	22
84	大分県	88.1%	6	6	6	100.0%	1	3	50.0%	20	5	83.3%	8	6	100.0%	1
85	宮崎県	101.8%	13	13	13	100.0%	1	9	69.2%	11	6	46.2%	27	10	76.9%	16
86	鹿児島県	92.4%	13	8	7	87.5%	20	5	62.5%	14	4	50.0%	21	3	37.5%	40
90	沖縄県	42.0%	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
	全国計		617	577	448	77.3%		236	40.9%		290	50.3%		364	63.1%	
	重点7県計		105	99	66	68.7%		27	27.3%		52	52.5%		53	53.5%	

※実施率は提出数に対する割合  
※各項目ごとに比較的低い実施割合(下位32~47位)に色づけ

実施率と  
目標達成率の関係



加入対象者名簿の作成	加入推進対策会議及び研修会の開催		戸別訪問の実施		広報活動の実施						
	目標達成率	倍率	目標達成率	倍率	目標達成率	倍率					
上位1~15	89.77%	1.0	上位1~15	73.63%	1.2	上位1~15	64.97%	1.0	上位1~15	67.04%	0.9
中位16~31	65.86%	1.0	中位16~31	69.28%	1.1	中位16~31	72.32%	1.1	中位16~31	66.73%	0.9
下位32~48	68.67%	1.0	下位32~48	61.65%	0.9	下位32~48	68.71%	1.0	下位32~48	71.20%	1.0

※府県のみで分析している(北海道及び東京都は加入推進部長を設置していないため除いている。)

## 令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和2年4月1日付2独農年企第2号)

### I 加入推進の目標設定と加入推進状況

#### 1 第4期中期目標・中期計画の目標

第4期中期目標(平成30年度～令和4年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時までには、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を25%に拡大するとともに、中期目標期間終了時までには、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、第4期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

#### 2 新規加入者数の目標設定

第4期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、中期目標期間のうち平成30年度から令和2年度までの3カ年について、20歳以上39歳以下の毎年の新規加入者数2,800人及び女性農業者の毎年の新規加入者数1,300人を含め、毎年の新規加入者数を3,800人とする目標を設定し、農業委員会組織、JAグループとともに、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組んでいるところである。

#### 3 加入推進状況と主要課題

##### (1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和2年2月末の21.3%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和2年2月末の12.0%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は25%、後者は17%)に比べると、依然として低い水準にある。

##### (2) 政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(13,029経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた4,117経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2(認定新規就農者で青色申告者)に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者(8,484経営体)に青色申告者の想定割合(31.6%)を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

### (3) 農業者への制度の普及・浸透状況

平成30年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は55%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけについては、「家族から話を聞いて」(28%)が最も多く、次いで「農業委員会やJA・町の広報誌」(27%)、「農業委員会やJAの関係者の戸別訪問」(23%)の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

### (4) 加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、農業者年金受給者等組織(以下、「年金協議会」という。)役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOB等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

### (5) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村やJAの間で大きな格差が生じている。基金の分析(※)では、新規加入者の実績が多い市町村・JAにおいては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会とJAの連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。



一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JAにおいては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。）の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合（以下、「市町村段階の業務受託機関」という。）の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。  
※平成25年度～30年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

## II 加入推進の基本方針と重点的对象

### 1 加入推進の基本方針

#### (1) 目標

Iの「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」において、20歳以上39歳以下の年間新規加入者数2,800人及び女性農業者の年間新規加入者数1,300人とされた目標の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第4期中期目標・中期計画の目標の達成を図ることとする。

#### (2) 加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Iの3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAC・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携

- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ（県の記者クラブ）等との連携
- (注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

## 2 加入推進の重点的对象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下、「全国段階の業務受託機関」という。）、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的对象者への働きかけを強化する。

### (1) 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施の新規就農講座等を活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

### (2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

### (3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

#### ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当



部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ  
新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ  
家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ  
「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

#### (4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

### Ⅲ 各段階における取組

#### 1 市町村段階の業務受託機関の取組

##### (1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の OB、その他行政機関の OB 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の

場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進のDVDのほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

## (2) 加入推進部長の設置と活動

### ① 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員のOB、農地利用最適化推進委員、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式2号）を作成・提出する。

### ② 加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、㊦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、㊧認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、㊨戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

## (3) 加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第7号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第2号。以下「管理表」という。）を提出する。

① 今年度の加入目標人数（うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数）の

## 設定

- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画
- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

### (4) 加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会とJAの実情に応じた組織体制の見直しを図る。

### (5) 加入推進名簿(様式例3)の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者(農業次世代人材投資資金受給者)リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局とJA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、IIの2の(1)～(4)の加入推進の重点的对象となる農業者の属性(20歳以上39歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等)を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属

する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和2年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるように行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

#### (6) 戸別訪問先の選定

Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的对象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

#### (7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会とJA等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会やJA役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

#### (8) 加入推進活動の展開

##### ① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に参加推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

## ②広報PR活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載、JA窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

## ③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大い取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA役員、JA支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(農業者年金基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

## (9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」(様式例3)の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

## (10) 農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等(注)を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

(注)令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内JAの信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

## 2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱(平成23年4月1日付22独農年企第92号)に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

### (1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画(様式例5)」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

#### ① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知

「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」において示された都道府県別及び市町村・JA別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和元年度における市町村・JA別の加入目標の達成状況を記す。

#### ② 加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期(前期・後期)に分けて、加入推進強化月間を設定する。

#### ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

#### ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

#### ⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

#### ⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画(都道府県独自の表彰を行っている場合のみ)

### ⑦加入推進の重点活動市町村・JAの設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット(加入対象者)が多い市町村・JAを重点活動対象地区として設定し、効果的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

### ⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

## (2)加入推進活動の展開

### ①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期(9月までを目処)に調整し、5月末まで(7月以前に開催を希望する場合は、4月15日まで)に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師(地元の外部講師の活用も含めて)や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明(必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明DVDの活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。)
- ・ 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介(例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用)
- ・ 外部専門家(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等)による農業者年金のメリット等の説明
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施(例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等)
- ・ 制度説明用DVDや加入推進用DVDの上映



- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA等JA関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などPR効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

### ②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行うとともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のJA青年組織役員については、JAと連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

### ③各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果



的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオ CM 等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

#### ④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

### (3)市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、2の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)に「管理表」により把握・点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

### (4)ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

## 3 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国(域)で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

### (1)全国農業会議所における加入推進の取組

- ①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ②制度普及・加入推進に必要な資料の作成・配布、参考情報の提供
- ③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金の取組

(1) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべ

き対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、IVの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

#### IV. 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

##### 1 重点都道府県指定等

###### (1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

###### (2) 巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

## 2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

### (1) 特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

### (2) 5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の5者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の3者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JAに対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

## V その他

この取組方針は、令和2年4月1日から適用する。

都道府県段階の業務受託機関名 殿 .

令和 年 月 日

市町村段階の業務受託機関名

下記の者を加入推進部長として推薦します。

役職名：

氏名：

いずれかに○を付けてください。

(性別： 男 ・ 女 )

加入推進部長活動費の振込希望機関等

金融機関名： \_\_\_\_\_ 本店 \_\_\_\_\_ 支店（普・当）No \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

活動時間の計画

20時間

活動時間の計画の概ねの内訳

①加入対策会議、加入対象者の把握・絞り込み	○ 回	3時間
②パンフレット・チラシの配布など制度のPR	○ 回	2時間
③認定農業者の会議、家族経営協定推進の会議、簿記講習会、農協の		5時間
各種部会、税務相談会など農業者の参加する会議での説明等	○ 回	
④知人等の農業者への個別の説明・働きかけ	○ 回	2時間
⑤加入対象者への戸別訪問	○ 回	8時間

記入注意とお知らせ

- ① 「加入推進特別研修会」への参加（研修会の講師等として参加する場合を除く）は、活動計画に含めないで下さい。
- ② 活動計画の概ねの内訳と加入推進部長の活動実績報告書とが相違しても差し支えありません。
- ③ 加入推進部長の活動経費の交付は、加入推進部長の活動実績報告書の実績の活動時間区分ごとにそれぞれ、下記の金額が交付されることとなります。  
 活動時間区分① 10時間以上20時間未満 2万円  
 活動時間区分② 20時間以上30時間未満 3万円  
 活動時間区分③ 30時間以上 4万円
- ④ 加入推進部長の活動経費の交付は、全体の予算の都合により、実績の活動時間の区分ではなく、ここに活動計画書の活動時間の区分による上記の金額となる場合があることを予めご了承ください。
- ⑤ 活動時間は、都道府県段階の業務受託機関が示す年間期間内（例 2月～1月や3月～2月、4月～2月など）の計画とするとともに、その期間について、本人に周知してください。



(様式例3) 加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはJAコード	〇〇-〇〇〇	市町村名 またはJA名	
--------------------	--------	----------------	--

整理番号	世帯整理番号	氏名	性別	経営主と統柄	住所	地区名	生年月日	令和2年4月1日時点の年齢	20歳～39歳の者該当の有無	農業次世代人材投資資金受給の有無	認定農業者の有無	青色申告の有無	家族経営協定の有無	加入推進状況等
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和38年5月18日	56	0		1	1	1	戸別令和元年12月、平成30年12月
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和40年6月19日	54	0				1	説明せず
0003	001	農年 小太郎	1	後継者			平成1年4月1日	31	1		1		1	説明せず
0004	002	虎門 一郎	1	経営主			昭和46年4月1日	49	0		1			(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0005	002	虎門 花子	2	後・配偶者			昭和50年5月1日	44	0					(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0006	002	虎門 太郎	1	父			昭和20年5月2日	74	0					経営移譲年金受給者
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			昭和60年7月1日	34	1	1			1	加入者
0008	003	〇〇 ななみ	2	経・配偶者			昭和61年8月2日	33	1	1			1	H30年就農、戸別未実施
0009														
0010														
0011														
0012														
0013														
0014														
0015														
0016														
0017														
0018														
0019														
0020														
0021														
0022														
0023														
0024														
0025														

- 注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。
- 2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覧との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。
- 3 表頭の項目欄には、例示以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理(例：世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料(通常加入か政策支援か)」の欄を設けて情報整理する等)
- 4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを目指して、加入推進に必要な範囲で、また可能な範囲で、順次情報を入力していく。
- 5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性もでてくるので、加入推進上必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。
- 6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家で一度も戸別訪問等を行ったことがない人か否かが特定できるよう推進状況を記入するなど、戸別訪問を行った後に作成・記入する加入推進記録簿(様式例4)の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。
- 7 「旧青年就農給付金受給者」についても、「農業次世代人材投資資金受給の有無」欄に「1」と記載する。

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名:

地区等:

ふりがな 氏名	年 月 日生 男・女	本人 参考 情報	(〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	認農 青申 次世代
------------	---------------	----------------	--	-----------------

結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要であるので、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →

第1回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む)			(うち記入者に〇印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明				所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい		3 加入の意思がない	
	今後(次回)の対応等	2または3の理由 ① 保険料が高い ③ 公的年金全般への不安感		② 農業者年金制度の不信感 ④ 保険料補助の対象外	

⑤ その他( )

(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)

第2回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む)			(うち記入者に〇印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明				所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい		3 加入の意思がない	
	今後(次回)の対応等	2または3の理由 ① 保険料が高い ③ 公的年金全般への不安感		② 農業者年金制度の不信感 ④ 保険料補助の対象外	

⑤ その他( )

第3回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む)			(うち記入者に〇印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明				所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい		3 加入の意思がない	
	今後(次回)の対応等	2または3の理由 ① 保険料が高い ③ 公的年金全般への不安感		② 農業者年金制度の不信感 ④ 保険料補助の対象外	

⑤ その他( )

注1) この「農業者年金加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いいたします。

注2) 本人参考情報欄の「認農」「青申」「次世代」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)受給者」です。該当する場合は〇をして下さい。

注3) 「方法」欄の1または4に〇をしたものが、「業務委託手数料の配分に係る調査」の「戸別訪問を実施した職員または普及推進活動協力者の人数」の対象となります。



様式例5

令和 年度加入推進活動計画

\_\_\_\_\_ 県農業会議（JA中央会）

1 今年度の新規加入目標人数

計	〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）
---	-------------------------

※参考（令和元年度実績）計 〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）  
 ※市町村別・JA別の目標数と令和元年度加入目標の達成状況は別紙（様式任意）

2 加入推進強化月間の設定

上期	下期
月	月

3 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための担当者会議の開催計画

開催時期	会議概要（人数規模、予定議題）

4 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための研修会の開催計画

開催時期	研修概要（人数規模、研修内容）

5 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

実施時期	実施概要（媒体種別、PR内容等）

6 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画（都道府県独自の表彰を行う場合のみ記載）

時期	表彰対象（団体・個人の区分、表彰基準項目等）

7 加入推進の重点活動市町村・JAの設定

(1) 市町村

市町村名	設定理由（昨年度の目標と実績、対象者数の状況等）

(2) JA

JA名	設定理由（昨年度の目標と実績、対象者数の状況等）

8 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォロー

- (1) 市町村段階の加入推進活動計画の把握取りまとめ完了時期（予定） ○○○月末  
 ※遅くとも6月末を目処に把握

(2) フォローアップ・巡回指導の実施計画

実施時期	市町村名（JA名）	実施概要（予定）

◎加入推進活動の役割分担(概要)

農業者年金基金	全国段階の業務受託機関	都道府県段階の業務受託機関	市町村段階の業務受託機関
<p><b>農業者年金加入推進の取組方針の作成</b></p> <p><b>加入推進活動等に資する会議・研修会の開催</b></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を開催し、取組方針の周知・徹底(4月)</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とした業務研修会の開催(4月～6月)</p> <p>③ 都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「全国6ブロック会議」を開催(10月～)し、意見交換と対策等を協議</p> <p>④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関における役員等で協議する「農業者年金業務連絡協議会」を開催(2月)し、次年度に講ずべき対策を協議</p> <p><b>制度普及・加入推進に必要な資料の作成・配布、参考情報の提供</b></p> <p>制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資料の作成・配布、加入推進に必要な情報等の提供</p> <p><b>業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役員員の派遣</b></p> <p>業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役員員を派遣</p> <p><b>市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知</b></p> <p>制度の普及と加入推進の向上に資するよう、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介</p> <p><b>広域推進協力員の設置</b></p> <p>全国的広域的見地から加入推進活動を展開できる者を「広域推進協力員」として要請し、周知活動に活用</p> <p><b>重点・特別重点都道府県の指定</b></p> <p>加入推進活動が低調な都道府県の中から、重点都道府県を指定するとともに、重点都道府県のうち、特に取り組みが必要とされる都道府県を特別重点都道府県として指定</p>	<p><b>加入推進活動等を効率的、効果的に実施するための会議・研修会の開催</b> (例、全国の農業者年金関係者を集めた加入推進セミナーの開催、農業者年金担当者を集めた会議の開催)</p> <p><b>制度普及・加入推進に必要な資料の作成、配布、参考情報の提供</b> (例、全国農業新聞・日本農業新聞を活用した企画広告、家の光・地上等の担い手向け農業誌でのPR及びタイアップ広告、加入推進活動を模倣するための事例集の作成)</p> <p><b>都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力</b> (例、特別重点県に指定された受託機関の5者協議への出席、県域で開催される加入推進特別研修会等への出席)</p>	<p><b>加入推進活動計画の策定</b></p> <p>① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知 ② 加入推進強化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画 ⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 ⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画 ⑦ 加入推進の重点活動市町村・JAの設定 ⑧ 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ</p> <p><b>加入推進活動の展開</b></p> <p>① 加入推進特別研修会を基金との共催により開催 ② 制度説明会等を通じた対象者への働きかけ ③ 各種の広報媒体を活用したPR活動の展開 ④ 農業者大学校等の都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請</p> <p><b>市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ</b></p> <p>① 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の把握(遅くとも6月末を目処) ② 計画の進捗状況を「管理表」により点検(原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)) ③ 点検結果を踏まえ、巡回指導等のフォローアップ活動を展開</p> <p><b>ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等</b></p> <p>ブロック代表となった業務受託機関は、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供・ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催</p> <p><b>重点・特別重点都道府県の指導と特別活動等の実施</b></p> <p>① 重点都道府県の業務受託機関は、加入対象者が多い地域をターゲットとした巡回意見交換会を開催 ② 特別重点都道府県の業務受託機関は、5者協議(基金、全中、全国農業会連所、県中、県全議)を開催して、特別活動計画を策定するとともに、重点市町村・JAに対する巡回意見交換会を開催</p>	<p><b>加入推進を行う者の学習</b></p> <p><b>加入推進部長の設置</b></p> <p><b>加入推進活動計画の策定</b></p> <p>① 今年度の加入目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定 ② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定 ③ 加入推進体制の整備計画 ④ 加入推進名簿の整備計画 ⑤ 加入推進強化月間の設定計画 ⑥ 戸別訪問の実施計画 ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画 ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画 ⑨ 広報普及活動の実施計画 ⑩ その他の活動計画</p> <p><b>加入推進体制の整備</b></p> <p><b>加入推進名簿の整備・更新</b></p> <p><b>戸別訪問先の選定</b></p> <p><b>加入推進対策会議の実施</b></p> <p><b>加入推進活動の展開</b></p> <p>① 各種委員会等を活用した制度説明・PR活動の展開 ② 広報PR活動の展開 ③ 戸別訪問の実施(最も重要かつ加入効果が大きい取組)</p> <p><b>戸別訪問後のフォローアップ</b></p>

市町村段階の業務受託機関向け

# 加入推進活動の手引き

令和2年4月

独立行政法人農業者年金基金

## ◆ 加入推進目標の設定

平成30年度からの5年間の第4期中期目標では、農林水産大臣から、以下に掲げる若い農業者についての加入目標に加え、新たに女性農業者についての加入目標が設定されました。

- ①20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合(平成29年度20%)を令和4年度までに25%まで拡大させる。
- ②女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合(平成29年度9.3%)を令和4年度までに17%まで拡大させる。

また、平成30年度からは、農業委員会組織とJAグループの皆様等とともに「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」を展開し、20歳以上39歳以下の若い農業者については年間2,800人、女性農業者については年間1,300人、それらを含んだ全体で年間3,800人の加入目標を掲げて、加入推進活動に取り組んでいただいているところです。

農林水産大臣の中期目標  
(平成30年度～令和4年度)

指示

(独) 農業者年金基金

令和4年度末までに

- ・20歳以上39歳以下基幹的農業従事者に占める加入者割合を 25%に
- ・女性の基幹的農業従事者に占める加入者割合を 17%に

○基金では、関係団体と協議・相談し、共通の運動目標を設定して推進

「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」

- ・20歳以上60歳未満の新規加入者 年間3,800人
- ・20歳以上39歳以下の新規加入者 年間2,800人
- ・女性の新規加入者 年間1,300人

全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業者年金連絡協議会の3組織がそれぞれ組織決定したうえで推進

○各都道府県ごとの目標 → 基幹的農業従事者数等に応じて設定

## ◆ 加入推進の重点的対象

農林水産省から示された、第4期中期目標や「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に掲げられた新規加入の目標を踏まえ、加入推進の重点的対象は、以下の4つに大別できます。

### 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

講習会や行政実施の新規就農講座などを活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会に広く働きかけを行うことが重要です。また、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者等の若い農業者に対し制度内容を説明するとともに、経営状況に応じて働きかけが必要です。

### 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者へ幅広く働きかけることが重要です。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことから、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、協力を求めることが極めて重要です。

### 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

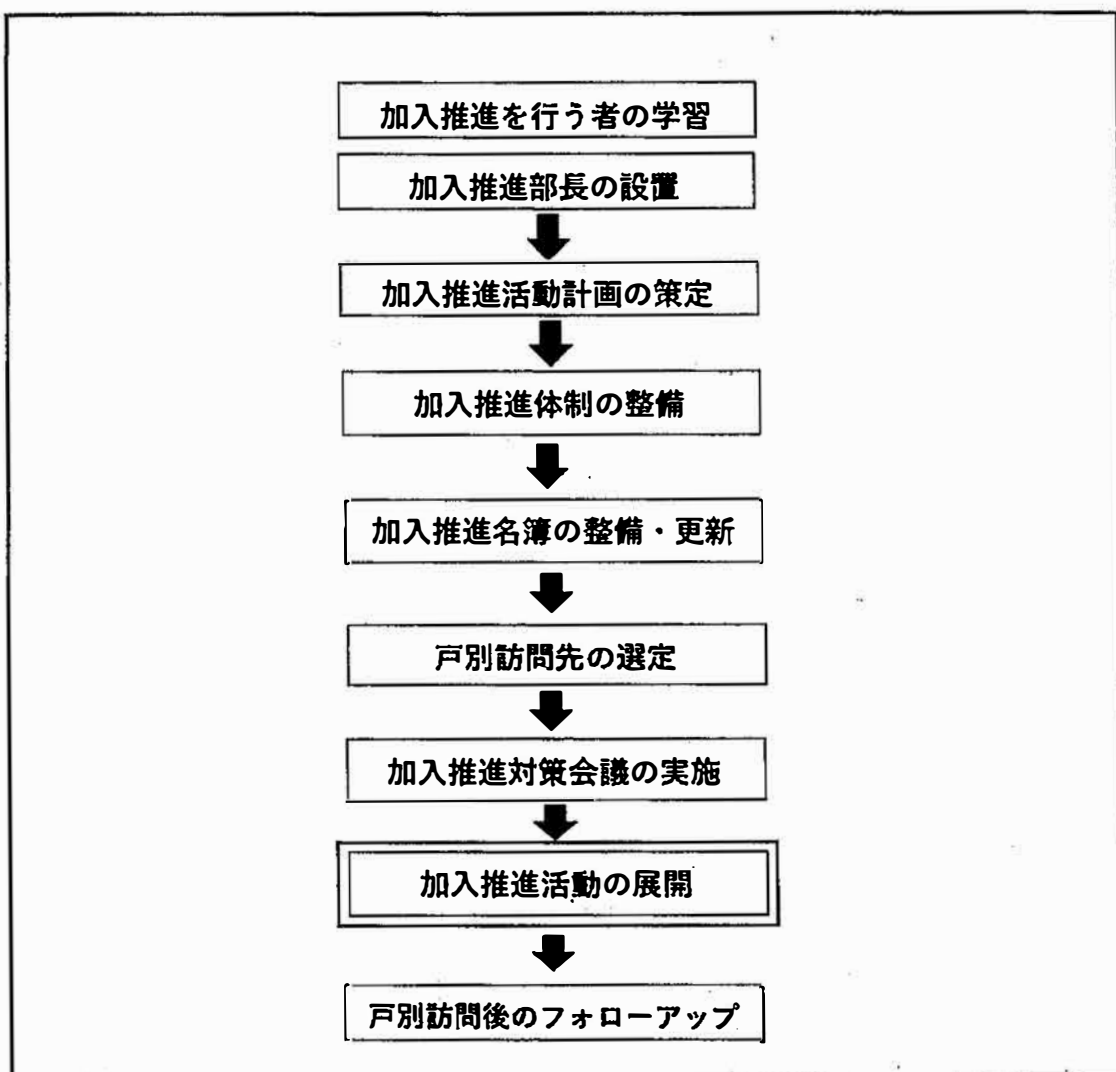
①認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ、②認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ、③家族経営協定締結を活用した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ、④「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者、その配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけを行うことが重要です。

## 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用して、保険料の全額社会保険料控除（家族分を含む）等の税制メリットを説明する等により、中高年齢層にも働きかける必要があります。

## ◆ 加入推進活動の流れ

加入推進活動の流れは、一般的に以下のように整理されます。



### 1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめとする加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容や、農業者年金への加入が農業者のために必要があることを十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明ができるようになることが必要不可欠です。

このため、加入推進特別研修会等の場を活用し、理解度の向上を図るとともに、分かりやすい説明の仕方を習得する必要があります。



## 2) 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有しています。このため、加入推進部長の交代、欠員等のために推薦を行う際には、加入推進部長は農業者年金の制度を理解し、普及に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する必要があります。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないように十分配慮することも重要です。

なお、手続きとしては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて推薦し（様式1号）、活動終了時には、活動実績報告書兼活動記録簿（様式2号）を作成する必要があります。

## 3) 加入推進活動計画の策定

加入推進活動計画は、農業者年金業務委託手数料交付要綱（以下「交付要綱」という。）の「加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表ワークシート」（様式例第7号）により、①今年度新たに設定した加入目標人数、②加入対象として働きかけをする目標人数、③加入推進体制の整備計画、④加入推進名簿の整備・更新計画、⑤加入推進強化月間の設定計画、⑥戸別訪問の実施計画、⑦加入推進対策会議、研修会の実施計画、⑧加入対象者に対する説明会等の実施計画、⑨広報普及活動の実施計画、⑩その他の活動計画を盛り込んで策定し、着実に実施できるよう実施状況を管理し、都道府県段階の業務受託機関からの求めに応じて、交付要綱の「加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表」（様式第2号）を提出する必要があります。

#### 4) 加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問を行う体制を整備します。

#### 5) 加入推進名簿の整備・更新

加入推進名簿（様式例3）は、認定農業者リスト、家族経営協定、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、人・農地プラン中心経営体リスト、家族経営協定締結リスト等の情報やJA 生産部会、青年組織等の会合に参加して得た農業者の名簿等を参照し、広く対象者をリストアップします。

その際、農業委員、農地利用最適化推進委員等からの情報も追加するほか、市町村の関係部局、農業関係機関の担当部局などの他の機関とも提携して名簿を追加・更新します。

#### 6) 戸別訪問先の選定

若者・女性農業者、政策支援対象者、中核的な農家の配偶者や後継者、節税メリットを活用できる中高年齢層や、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から戸別訪問の対象とする者を絞り込みます。

特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者で、戸別訪問を行っていない者は必ず戸別訪問対象者に含めます。

## 7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と JA 等の関係者が集まり、活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加や絞り込みの完成、加入推進強化月間（10 月から 11 月を含む期間を推奨する）の設定等の活動計画の打ち合わせを行います。

加入推進対策会議では、四半期ごと等、加入推進活動計画の進捗状況の管理・検証を行い、農業委員会総会及び農業協同組合役員会での報告を行い、一度も戸別訪問を行っていない者の把握状況とその対応を含めて協議します。

## 8) 加入推進活動の展開

### ①各種説明会等を利用した制度説明・PR 活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、その他農業者の会合、JA の青年組織及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会、JA 営農部署による営農指導、青色申告の指導、担い手サポートセンターが開催する新規就農講座等の機会を活用して、制度説明や PR 活動による加入の働きかけを行います。

### ②広報 PR 活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JA だよりへの掲載、農委・JA 窓口等でのパンフやポスター、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシ配置、農業普及指導員、生活改善指導員への協力を依頼する等して PR 活動を展開します。

### ③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組です。戸別訪問先として選定した者のリストを踏まえ、訪問先の家族構成や経営状況を把握しておく必要があります。

訪問に際しては、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長あるいは農業者年金協議会役員など、戸別訪問先となじみの深い方と一緒にいくと円滑な訪問につながりやすくなります。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家の協力を求めることも大事です。

さらに、経営主だけでなく、配偶者や後継者などの家族にも制度を説明し、一人ひとりの老後の備えについてよく考えていただくよう心がけることが重要です。

説明の際には、チラシ・パンフレット等の PR 資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示するなど、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した対応が重要となります。

## 9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問時の状況については、加入の有無にかかわらず、「農業者年金加入推進記録簿」（様式例 4）に記録し、加入の意志がある場合、農業委員会と JA との連携によるスムーズな加入手続き等、関係者による連携したフォローアップを行います。

また、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に加入推進名簿の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入しておき、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とするなど、今後の加入推進に役立てることが重要です。

都道府県段階の業務受託機関名 殿

令和 年 月 日

市町村段階の業務受託機関名

下記の者を加入推進部長として推薦します。

役職名：

氏名：

いずれかに○を付けてください。  
(性別： 男 ・ 女 )

加入推進部長活動費の振込希望機関等

金融機関名： \_\_\_\_\_ 本店 \_\_\_\_\_ 支店（普・当）No \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

活動時間の計画

20時間

活動時間の計画の概ねの内訳

①加入対策会議、加入対象者の把握・絞り込み	○ 回	3時間
②パンフレット・チラシの配布など制度のPR	○ 回	2時間
③認定農業者の会議、家族経営協定推進の会議、簿記講習会、農協の		5時間
各種部会、税務相談会など農業者の参加する会議での説明等	○ 回	
④知人等の農業者への個別の説明・働きかけ	○ 回	2時間
⑤加入対象者への戸別訪問	○ 回	8時間

記入注意とお知らせ

- ① 「加入推進特別研修会」への参加（研修会の講師等として参加する場合を除く）は、活動計画に含めないで下さい。
- ② 活動計画の概ねの内訳と加入推進部長の活動実績報告書とが相違しても差し支えありません。
- ③ 加入推進部長の活動経費の交付は、加入推進部長の活動実績報告書の実績の活動時間区分ごとにそれぞれ、下記の金額が交付されることとなります。  
 活動時間区分① 10時間以上20時間未満 2万円  
 活動時間区分② 20時間以上30時間未満 3万円  
 活動時間区分③ 30時間以上 4万円
- ④ 加入推進部長の活動経費の交付は、全体の予算の都合により、実績の活動時間の区分ではなく、ここに活動計画書の活動時間の区分による上記の金額となる場合があることを予めご了承ください。
- ⑤ 活動時間は、都道府県段階の業務受託機関が示す年間期間内（例 2月～1月や3月～2月、4月～2月など）の計画とするとともに、その期間について、本人に周知してください。

市町村（または J A）名： \_\_\_\_\_

下記の加入推進部長は、以下の活動を実施したことを確認します。

令和 年 月 日

市町村段階の業務受託機関の長※ 印

加入推進部長 役職名等： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

	実績	計画
活動時間区分① 10時間以上20時間未満		
活動時間区分② 20時間以上30時間未満	28時間	20時間
活動時間区分③ 30時間以上		

活動時間の実績内訳	年月日	場 所	活動時間	備考
① 加入推進加入対策会議、加入対象者の把握・絞り込み	○年○月○日	市農政課	3 時間	
	○年○月○日	市農政課	2. 5 時間	
	○年○月○日	市農政課	3 時間	
② パンフレット・チラシの配布など制度のPR	○年○月○日	○○地区	2 時間	
	○年○月○日	○○地区	1. 5 時間	
③ 認定農業者の会議、家族経営協定推進の会議、簿記講習会、J 協の各種部会、税務相談会など農業者の参加する会議での説明、働きかけ等	○年○月○日	市会議室	2. 5 時間	
	○年○月○日	○○センター	3 時間	
	○年○月○日	市会議室	2 時間	
④ 知人等の農業者への個別の説明・働きかけ	○年○月○日	選果場	1 時間	
	○年○月○日	選別場	1 時間	
	○年○月○日	知人の水田	0. 5 時間	
⑤ 加入対象者への戸別訪問	○年○月○日	○○地区	2 時間	
	○年○月○日	○○地区	2 時間	
	○年○月○日	○○地区	2 時間	
⑥ その他（活動内容を記述）				

記入注意

※ 市町村段階の業務受託機関の長の確認は、農業委員会にあっては会長、JAにあっては所管部署の長も可。

① 「加入推進特別研修会」への参加（研修会の講師等として参加する場合を除く）は、指導的な活動内容に含めないこと。

② 活動時間は、30分単位で、年月日ごとに2.5時間のように記入し、会議での説明のための待機時間、戸別訪問の移動時間等の「拘束時間」を含む。戸別訪問時間には、訪問相手が不在だった場合の移動時間も含む。

③ 場所は、会議等の場合は「○○地区センター」、戸別訪問の場合は「△△地区」等のように記入すること。

④ この記録簿は、都道府県段階の業務受託機関が示す年間期間内（例 2月～1月や3月～2月、4月～2月など）の実績を記入すること。

(様式例3)

加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはJAコード	00-000	市町村名 またはJA名	
--------------------	--------	----------------	--

整理番号	世帯整理番号	氏名	性別	経営主と続柄	住所	地区名	生年月日	令和2年4月1日時点の年齢	20歳～39歳の者該当の有無	農業次世代人材投資資金受給の有無	認定農業者の有無	青色申告の有無	家族経営協定の有無	加入推進状況等
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和38年5月18日	56	0		1	1	1	戸別令和元年12月、平成30年12月
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和40年6月19日	54	0				1	説明せず
0003	001	農年 小太郎	1	後継者			平成1年4月1日	31	1		1		1	説明せず
0004	002	虎門 一郎	1	経営主			昭和46年4月1日	49	0		1			(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0005	002	虎門 花子	2	後・配偶者			昭和50年5月1日	44	0					(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0006	002	虎門 太郎	1	父			昭和20年5月2日	74	0					経営移譲年金受給者
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			昭和60年7月1日	34	1	1			1	加入者
0008	003	〇〇 ななみ	2	経・配偶者			昭和61年8月2日	33	1	1			1	H30年就農、戸別未実施
0009														
0010														
0011														
0012														
0013														
0014														
0015														
0016														
0017														
0018														
0019														
0020														
0021														
0022														
0023														
0024														
0025														

- 注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。
- 2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覧との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。
- 3 表頭の項目欄には、例示以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理(例:世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料(通常加入か政策支援か)」の欄を設けて情報整理する等)
- 4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを目指して、加入推進に必要な範囲で、また可能な範囲で、順次情報を入力していく。
- 5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性もでてくるので、加入推進上必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。
- 6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家で一度も戸別訪問等を行ったことがないか否かが特定できるよう推進状況を記入するなど、戸別訪問を行った後に作成・記入する加入推進記録簿(様式例4)の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。
- 7 「旧青年就農給付金受給者」についても、「農業次世代人材投資資金受給の有無」欄に「1」と記載する。

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名:

地区等:

ふりがな 氏名	年 月 日生 男・女	本人 参考 情報	(〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	認農 青申 次世代
------------	---------------	----------------	--	-----------------

結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要なので、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →

第1回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後 次回 の 対応 等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)		

第2回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後 次回 の 対応 等			

第3回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後 次回 の 対応 等			

注1) この「農業者加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いいたします。

注2) 本人参考情報欄の「認農」「青申」「次世代」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)受給者」です。該当する場合は○をして下さい。

注3) 「方法」欄の1または4に○をしたものが、「業務委託手数料の配分に係る調査」の「戸別訪問を実施した職員または普及推進活動協力者の人数」の対象となります。



様式例5

令和 年度加入推進活動計画

\_\_\_\_\_ 県農業会議（JA中央会）

1 今年度の新規加入目標人数 

計 〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）
---------------------------

※参考（令和元年度実績）計 〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）  
 ※市町村別・JA別の目標数と令和元年度加入目標の達成状況は別紙（様式任意）

2 加入推進強化月間の設定

上期	下期
月	月

3 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための担当者会議の開催計画

開催時期	会議概要（人数規模、予定議題）

4 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための研修会の開催計画

開催時期	研修概要（人数規模、研修内容）

5 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

実施時期	実施概要（媒体種別、PR内容等）

6 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画（都道府県独自の表彰を行う場合のみ記載）

時期	表彰対象（団体・個人の区分、表彰基準項目等）

7 加入推進の重点活動市町村・JAの設定

(1) 市町村

市町村名	設定理由（昨年度の目標と実績、対象者数の状況等）

(2) JA

JA名	設定理由（昨年度の目標と実績、対象者数の状況等）

8 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォロー

- (1) 市町村段階の加入推進活動計画の把握取りまとめ完了時期（予定） ○○○月末  
 ※遅くとも6月末を目処に把握

(2) フォローアップ・巡回指導の実施計画

実施時期	市町村名（JA名）	実施概要（予定）

令和 年度加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表

市区町村名またはJA名 \_\_\_\_\_  
 担当部署 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 記入者 \_\_\_\_\_

令和 年度加入推進活動について、農業者年金業務委託手数料(農業者年金業務)交付要綱第5条の規定により報告します。

令和年月日現在

市区町村名またはJA(支店)名	①今年度の新規加入者数			②加入推進体制の整備		③加入推進名簿の整備		④加入推進強化月間	⑤戸別訪問		⑥加入推進対策会議及び研修会の実施回数		⑦加入対象者に対する説明会等の実施回数		⑧広報普及活動の実施回数	⑨JA支店(支所)数 ※JAのみ報告	⑩活性化組織 ※市町村のみ報告		
	全体	20歳以上 39歳以下	女性	班設置数	推進員数	最終更新完了日	名簿登録人数	設定月	訪問に携わる人数 (戸別訪問実働者数) (戸別訪問対象者数)	農委とJAでの 連携開催	単独開催	農委とJAでの 連携開催	単独開催	組織数			活性化組織割 手数料希望	戸別訪問に携わった活性化 の人数(⑤の 戸別訪問実働者数を除く)	
	計画(目標)							月											
	実施状況等(実績)					年月日		月											

- ・上表①～⑩の各項目について、計画(目標)・実施状況それぞれの時点(時期)において別シートの「加入推進活動(計画・実施状況等<実績>)管理表ワークシート」を作成し、報告は本様式をもって行ってください。
- ・「加入推進活動(計画・実施状況等<実績>)管理表ワークシート」を作成することによって、上表各項目に数値が反映される仕様になっています。誤入力を防止するため、当該様式にはシートの保護をかけています。
- ・上表内の網掛け箇所は年度途中の実施状況の報告においては不要です(年度末の実績報告時には必要となりますので、忘れずに報告をお願いいたします)。
- ・⑨の支店(支所)数に関する報告はJAのみとなります(市町村の報告は不要です)。
- ・⑩の活性化組織に関する報告は市町村のみとなります(JAの報告は不要です)。
- ・別に作成した「加入推進活動(計画・実施状況等<実績>)管理表ワークシート」は、各受託機関において5年間保存しておいてください。

(交付要綱 様式例第7号)

令和 年度加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート

【注意事項】

※各表の網掛け(色付き)のセルは実施状況または実績入力欄。  
活動計画作成時は、網掛け(色付き)のセルには入力しないこと。  
網掛け(色付き)のセルには実施状況の報告または実績報告時に  
入力すること。

市区町村名またはJA名 \_\_\_\_\_  
担当部署 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
記入者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 現在

①今年度の新規加入者

・加入目標人数 (人)

全体		20歳～ 39歳		女性	
----	--	-------------	--	----	--

・新規加入実績 (人)

全体		20歳～ 39歳		女性	
----	--	-------------	--	----	--

②加入推進体制の整備

班名・地区名等	推進員数	備考(職制等)	整備状況
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		
班設置数	推進員数計		

※当初の計画以外で整備した班がある場合、当該内容を上表に記載し、整備状況欄は「計画外」を選択すること。

班設置数		推進員数計	人
------	--	-------	---

③加入推進名簿の整備

最終更新完了年月日	令和 年 月 日
名簿登載人数	人

④加入推進強化月間

設定月	月	
	月	

※2回設定している場合は、分けて記入すること。

複数の月にまたがる場合は「〇～〇」と入力。(例:10月から12月の場合、10～12と入力。)

⑤戸別訪問の実施

時期(日付)	加入対象として 働きかけを行う人数 (戸別訪問対象者数)	訪問に携わる 人数(戸別訪問 実働者数)	備考(訪問内容、訪問者情報等)	実施状況
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
合計	人	人		回

※当初の計画以外で戸別訪問を実施した場合、当該内容を上表に記載し、実施状況欄は「計画外」を選択すること。

加入対象として働きかけを行った人数 (戸別訪問対象者数)	人
---------------------------------	---

訪問に携わった人数 (戸別訪問実働者数)	人
-------------------------	---

⑥加入推進対策会議及び研修会の実施

時期(日付)	開催場所・会議(研修会)名等			農委(JA)との連携	対象者	対象者数	実施状況
						人	
						人	
						人	
						人	
						人	
会議等開催回数	回	うち連携有	回	うち連携無	回	対象者数計	人 回

※連携とは、農業委員会またはJAと合同で開催する場合のことをいう(以下同じ)。

※当初の計画以外で実施したものがある場合、当該内容を上表に記載し、実施状況欄は「計画外」を選択すること。

会議等開催回数	回	左記のうち農委とJAが連携して開催した回数	回
		左記のうち農委またはJAが単独で開催した回数	回

⑦加入対象者に対する説明会等の実施

時期(日付)	開催場所・説明会名等			農委(JA)との連携	対象者	対象者数	実施状況
						人	
						人	
						人	
						人	
						人	
説明会開催回数	回	うち連携有	回	うち連携無	回	対象者数計	人 回

※当初の計画以外で実施したものがある場合、当該内容を上表に記載し、実施状況欄は「計画外」を選択すること。

説明会等開催回数	回	左記のうち農委とJAが連携して開催した回数	回
		左記のうち農委またはJAが単独で開催した回数	回

⑧広報普及活動の実施

時期(日付)	※実施するものに○印を付すこと (プルダウンから選択)				備考(内容等)	対象者	対象者数	実施状況
	広報誌への掲載(チラシ等の挿入を含む)	チラシ配置・ポスター掲示	ダイレクトメール等によるPR	その他				
							人	
							人	
							人	
							人	
							人	
合計	回	回	回	回	-	対象者数計	人	回

※当初の計画以外で実施したものがある場合、当該内容を上表に記載し、実施状況欄は「計画外」を選択すること。

広報普及活動の実施回数(合計)	回
-----------------	---

※以下の⑨の項目はJAのみ報告

⑨JA支店(支所)数

支店(支所)数※本店(本所)除く	
------------------	--

※以下の⑩の項目は市町村のみ報告

⑩活性化組織(交付要件を具備した活性化組織がある受託機関のみ対象)※該当しない場合は記入不要

活性化組織の数	
活性化組織割手数料の交付希望	
戸別訪問に携わった活性化組織の役員等の人数	人

※プルダウンから選択  
※⑤戸別訪問の『訪問に携わった人数(戸別訪問実働者数)』の実績を除くこと

◎加入推進活動の役割分担(概要)

農業者年金基金	全国段階の業務受託機関	都道府県段階の業務受託機関	市町村段階の業務受託機関
<p><b>農業者年金加入推進の取組方針の作成</b></p> <p><b>加入推進活動等に資する会議・研修会の開催</b></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を開催し、取組方針の周知・徹底(4月)</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関の担当を対象とした業務研修会の開催(4月～6月)</p> <p>③ 都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「全国ブロック会議」を開催(10月～)し、意見交換と対策等を協議</p> <p>④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関における役員等で協議する「農業者年金基金業務連絡協議会」を開催(2月)し、次年度に課すべき対策を協議</p>	<p><b>加入推進活動等を効率的、効果的に実施するための会議・研修会の開催</b> (例、全国の農業者年金関係者を集めた加入推進セミナーの開催、農業者年金担当者を集めた会議の開催)</p> <p><b>制度普及・加入推進に必要な資料の作成、配布、参考情報の提供</b> (例、全国農業新聞・日本農業新聞を活用した企画広告、家の光・地上等の担い手向け農業誌でのPR及びタイアップ広告、加入推進活動を横展開するための事例集の作成)</p>	<p><b>加入推進活動計画の策定</b></p> <p>① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知</p> <p>② 加入推進強化月間の設定</p> <p>③ 市町村段階の業務受託機関に対する「取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画</p> <p>④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画</p> <p>⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画</p> <p>⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画</p> <p>⑦ 加入推進の重点活動市町村・JAの設定</p> <p>⑧ 市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ</p>	<p><b>加入推進を行う者の学習</b></p> <p><b>加入推進部長の設置</b></p> <p><b>加入推進活動計画の策定</b></p> <p>① 今年度の加入目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定</p> <p>② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定</p> <p>③ 加入推進体制の整備計画</p> <p>④ 加入推進名簿の整備計画</p> <p>⑤ 加入推進強化月間の設定計画</p> <p>⑥ 戸別訪問の実施計画</p> <p>⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画</p> <p>⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画</p> <p>⑨ 広報普及活動の実施計画</p> <p>⑩ その他の活動計画</p> <p><b>加入推進体制の整備</b></p> <p><b>加入推進名簿の整備・更新</b></p> <p><b>戸別訪問先の選定</b></p> <p><b>加入推進対策会議の実施</b></p> <p><b>加入推進活動の展開</b></p> <p>① 各種会議等を活用した制度説明・PR活動の展開</p> <p>② 広報・PR活動の展開</p> <p>③ 戸別訪問の実施(最も重要かつ加入効果大きい取組)</p> <p><b>戸別訪問後のフォローアップ</b></p>
<p><b>制度普及・加入推進に必要な資料の作成・配布、参考情報の提供</b></p> <p>制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資料の作成・配布、加入推進に必要な情報等の提供</p>	<p><b>都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力</b> (例、特別重点県に指定された受託機関の5者協議への出席、県域で開催される加入推進特別研修会等への出席)</p>	<p><b>加入推進活動の展開</b></p> <p>① 加入推進特別研修会を基金との共催により開催</p> <p>② 制度説明会等を通じた対象者への働きかけ</p> <p>③ 各種の広報媒体を活用したPR活動の展開</p> <p>④ 農業者大学校等の都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協 要請</p>	
<p><b>業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣</b></p> <p>業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員を派遣</p>		<p><b>市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ</b></p> <p>① 市町村段階業務受託機関が作成した加入推進活動計画の把握(遅くとも年末を目処)</p> <p>② 計画の進捗状況を「管理表」により点検(原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで))</p> <p>③ 点検結果を踏まえ、巡回指導等のフォローアップ活動を展開</p>	
<p><b>市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知</b></p> <p>制度の普及と加入推進の向上に資するよう、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介</p>		<p><b>ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等</b></p> <p>ブロック代表となった業務受託機関は、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催</p>	
<p><b>広域推進協力員の設置</b></p> <p>全国的・広域的見地から加入推進活動を展開できる者を「広域推進協力員」として委嘱し、周知活動に活用</p>		<p><b>重点・特別重点都道府県の指選と特別活動等の実施</b></p> <p>① 重点都道府県の業務受託機関は、加入対象者が多い地域をターゲットとした巡回意見交換会を開催</p> <p>② 特別重点都道府県の業務受託機関は、5者協議(基金、全中、全国農業会議所、農中、果会議)を開催して、特別活動計画を策定するとともに、重点市町村・JAに対する巡回意見交換会を開催</p>	
<p><b>重点・特別重点都道府県の指定</b></p> <p>加入推進活動が低調な都道府県の中から、重点都道府県を指定するとともに、重点都道府県のうち、特に力を入れねばならないとされる都道府県を特別重点都道府県として指定</p>			